

福島県がん対策の推進に関する条例の概要

目的

第1条

この条例は、がんが県民の疾病による死亡の最大の原因となっており、県民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状に鑑み、がん対策基本法(平成18年法律第98号)の趣旨を踏まえ、がんの予防、がんの早期発見、がん医療の水準の向上、がんに関する正しい知識の普及その他のがん対策の推進に関し、基本となる事項を定めること等により、県民とともにがんの予防等に取り組みつつ、がんに罹患しても安心して暮らせる社会の実現に向け、がん対策を総合的に推進することを目的とする。

(第2条～第6条)

責務と役割

※条例記載順

県

市町村

保健医療福祉
関係者

県民

事業者

(第7条～第18条)

県が実施するがん対策の推進に関する施策

第7条 がんの予防の推進

- ・がん予防のための普及啓発
- ・喫煙者に対する禁煙支援
- ・受動喫煙防止対策

第9条 がん医療の水準の向上

- ・がん診療連携拠点病院等の整備と機能強化

第11条 がんに関する情報の収集及び提供

- ・がん医療や療養生活支援等の情報の収集・提供

第13条 小児がん対策の推進

- ・小児がんに関する県民の理解促進
- ・就学や就労生活支援施策の実施

第15条 緩和ケアの充実

- ・医療従事者の育成、確保
- ・医科歯科連携による口腔ケアの推進

第17条 がん登録の推進

- ・がん登録に必要な施策の推進

第8条 がんの早期発見の推進

- ・がん検診の受診率向上
- ・がん検診に従事する者の資質向上

第10条 医療従事者の育成及び確保

- ・がん医療に従事する者の育成及び確保

第12条 がんに関する教育の推進

- ・がんの予防につながる望ましい生活習慣の確立
- ・がんに関する正しい知識の習得

第14条 在宅医療の充実

- ・在宅でのがん患者医療、介護体制整備支援

第16条 がん患者の療養生活等に対する支援

- ・がん患者やその家族等に対する就学、就労及び生活支援に関する相談体制の充実

第18条 県民運動の推進

- ・がん対策関係者との連携協力による普及啓発

(第19条)

財政上の措置

- ・がん対策の推進に関する施策を推進するために必要な財政上の措置